

柏市保育計画

(平成 22 年度～平成 26 年度)

～待機児童解消ときめ細やかな

子育て支援の充実のために～

平成 22 年 7 月

柏市児童家庭部保育課

目次

1	保育計画の基本的考え方	P 1
	(1) 計画策定の背景及び目的	
	(2) 計画の位置付け	
	(3) 計画期間	
2	柏市の保育の現状	P 3
	(1) 柏市の保育施策	
	(2) 保育所の定員と実際の入所状況	
3	待機児童の状況	P 6
	(1) 柏市の待機児童数の推移	
	(2) 待機児童発生要因と今後の傾向	
4	待機児童解消のために	P 9
	(1) 保育園の新規整備，増築	
	(2) 保育園定員の弾力化	
	(3) 駅前認証保育施設・保育ルーム事業	
	(4) 幼稚園との連携	
5	多様な保育サービスの拡充	P 11
	(1) 延長保育	
	(2) 一時保育	
	(3) 産休明け保育	
	(4) 発達支援保育	
	(5) 病後児保育	
	(6) 休日保育	
	(7) 子育て支援	
6	市の保育料の考え方	P 14
7	「保育に欠ける要件」の徹底	P 15
8	保育施設の指導監査	P 15
9	計画の推進について	P 15
10	保育緊急確保事業の実施	P 16

1 保育計画の基本的考え方

(1) 計画策定の背景及び目的

少子化の進行や女性の就業率の向上により、就労形態の変化、育児休業制度の普及等によって、出産後も保育所を利用して就労を継続する人が増えています。

核家族化の進行や地域の子育て力の低下によっても、子育てに対して悩みや不安を持つ母親が増加し、保育所は子どもを預かるという機能だけではなく、地域における子育て支援を行う役割としての機能の充実も求められてきています。

柏市は、つくばエクスプレスの開業における北部地域の開発、沼南地区の住宅整備など、若い世代の居住が増え、また、就労形態の変化に伴う保育ニーズの多様化など、保育需要の高まりがますます増大し、今後も待機児童は増加傾向にあると予測されます。

このような中、国では平成20年に「新待機児童ゼロ作戦」を発表し、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や、親の就労と子どもの育成の両立など、家庭における子育てを包括的に支援するため、「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築を掲げました。

この中では、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会の実現や子どもの健やかな育成のための社会全体での取り組みなど、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進していくこととなっています。

本市においても、国の「新待機児童ゼロ作戦」や平成22年3月に策定した「柏市次世代育成支援後期行動計画」を踏まえ、引続き待機児童解消を図るとともに、地域の状況に応じた保育サービスや、子どもと家庭のニーズに合ったサービスの提供を行うため、本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、児童福祉法第56条第8項の規定による「保育計画」であり、平成18年4月に策定した「柏市保育計画」（計画期間：平成18年度～21年度）の改訂版です。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「柏市次世代育成支援後期行動計画」では、子どもの自立支援、子育て支援施策に係る内容が記載されており、待機児童の解消など保育関連事業もその中に含まれていることから、待機児童解消に向けて策定される本計画は、「柏市次世代育成支援後期行動計画」の保育関連事業と連動しています。

(3) 計画期間

「柏市次世代育成支援後期行動計画」の計画期間に合わせ、平成22年から平成26年までの5年間とします。

なお、状況の変化などにより見直しの必要が生じた場合には、5年間の計画期間中であっても、見直しをすることがあります。

2 柏市の保育の現状

(1) 柏市の保育施策

柏市では、平成22年4月1日現在で、公立保育園23園、私立保育園11園（内1園は認定こども園）で保育を実施しています。

また、認可外保育施設については、駅前認証保育施設、保育ルーム及び家庭保育福祉員によって、保育サービスの提供を行っています。

柏市施策別保育サービスの推移

【表1】

種別	運営	園数等（園）					定員 （人）	入園 児童数 （人）
		H18	H19	H20	H21	H22		
公立保育園	市直営	23	23	23	23	23	2,955	2,891
私立保育園	法人	6	6	9	10	11	891	894
認可計		29	29	32	33	34	3,846	3,785
駅前認証保育施設	法人	2	3	4	4	5		
保育ルーム	個人	13	13	14	14	13		
家庭保育福祉 （保育ママ）	個人	3	3	3	2	1		
認可外計		18	19	21	20	19		
合計		47	48	53	53	48	3,846	3,785

※園数、定員及び入園児童数等は、平成22年4月1日現在の数値を記載
また、定員及び入園児童数は認可保育園のみの数値を記載

（注）入園児童数が定員を超えているのは、弾力化（入所の円滑化）によるものです。

多様な保育サービス推移

柏市では、通常保育のほか、保育ニーズの多様化に対応するため、以下のような特別保育を行っています。

【表 2】 (単位：園) () は内私立

種別	H18	H19	H20	H21	H22
延長保育	27(4)	29(6)	32(9)	33(10)	34(11)
一時保育	8(4)	9(5)	9(5)	10(6)	10(6)
産休明け保育	20(4)	22(5)	25(8)	26(9)	27(10)
休日保育	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)
地域子育て支援センタ	6(3)	7(4)	8(5)	9(6)	10(7)
病後児保育	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)

※平成22年度は、4月1日現在の数値

(2) 保育所の定員と実際の入所状況

保育園の定員は平成17年度を基準としてみた場合、保育所の新規設置や増築によって、5か年で112%の増加がありました。また、定員の弾力化等の措置も含めると、入所者数は128%まで増加しております。(表3参照)

柏市の待機児童は、常に増加傾向にあり、弾力化等によって入所児童数を増やしているところですが、保育所内の環境悪化を防ぐため、一人当たりの保育室の面積には配慮しているところです。

今後も施設の新規設置や増設などハード面での整備を推進するとともに、保育サービスの拡大等、ソフト面の充実も併せて行うことにより、一人ひとりの保育環境に配慮した保育所整備を目指していきます。

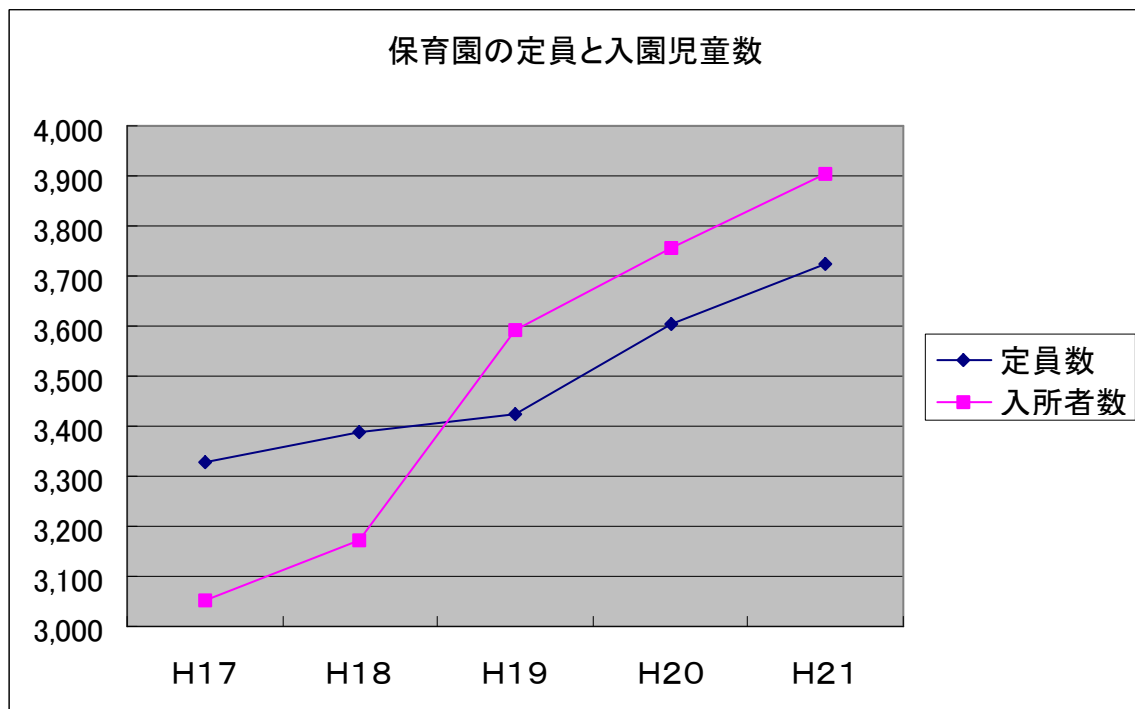
保育園の定員と入所児童数

【表 3】 (単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21
定員数	3,330	3,390	3,426	3,606	3,726
入所者数	3,053	3,172	3,594	3,756	3,904

※各年10月1日現在の状況

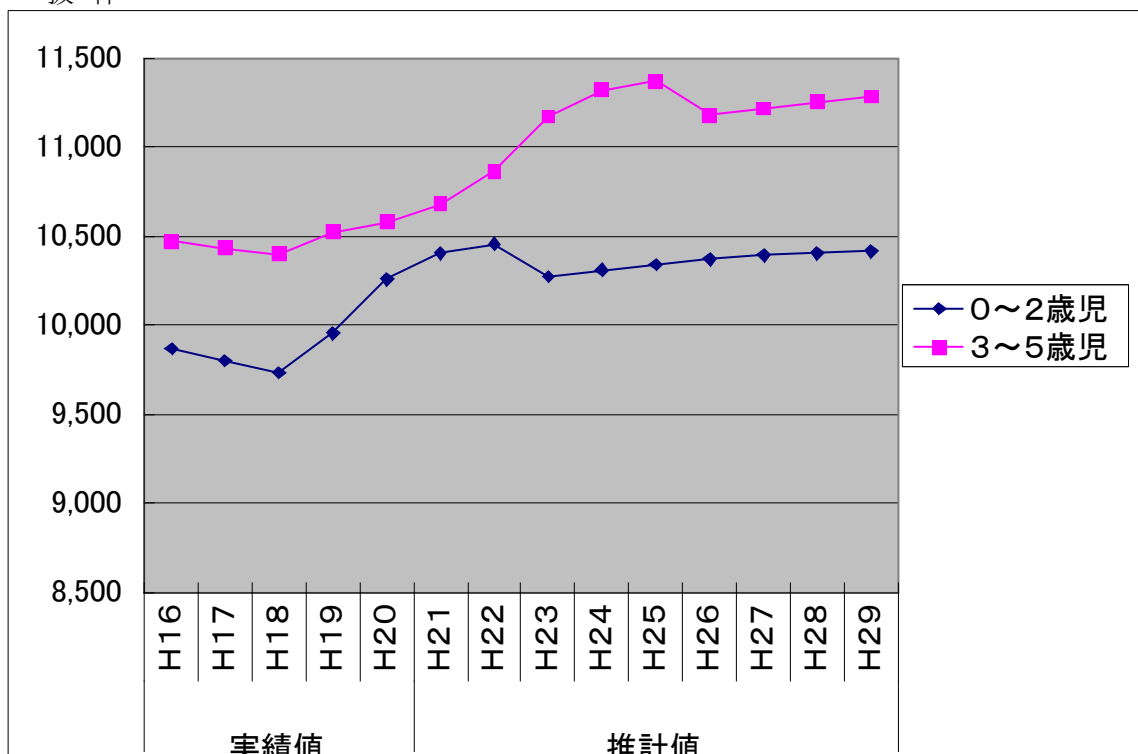
【表 4】



児童人口の推計と推移

【表 5】

※ 柏市次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書より
抜粋



3 待機児童の状況

(1) 柏市の待機児童数の推移（各年度10月1日現在）

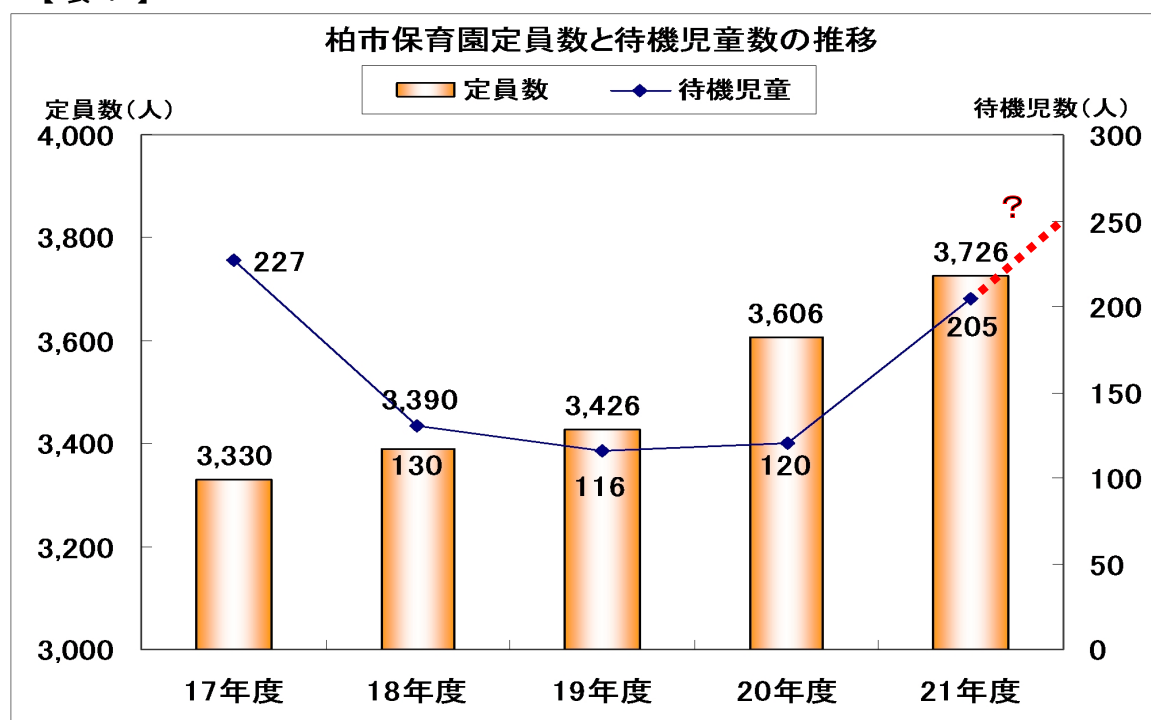
柏市では保育園の新規増設や定員の弾力化等，入所定員の拡充に努め，近年，待機児数減少の兆しも見えてきました。しかし平成19年夏に端を発する世界的な金融危機（サブプライムローン問題）や，平成20年9月のリーマン・ショックにより，市民生活においても収入の不安定化，共働きを余儀なくされる家庭が増加し，連動して保育園を必要とする家庭及び待機児童数が急増してきています。

このように待機児童数や保育ニーズは，予測困難な景気経済動向や社会的要因の影響を受けやすく，更に，長期的視点に立つと柏市もいずれ人口減少・少子化社会を迎えるため，保育園の整備拡大については今後も様々な観点や意見を広く取りまぜながら検討していく必要があります。

【表6】

		実績値					推計値								
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～5歳	0～2歳	9,870	9,800	9,734	9,956	10,260	10,405	10,458	10,273	10,309	10,342	10,372	10,392	10,404	10,415
	3歳～5歳	10,472	10,435	10,401	10,526	10,580	10,682	10,866	11,173	11,322	11,372	11,178	11,218	11,253	11,286
6～11歳	6～11歳	20,632	20,806	20,978	21,162	21,498	21,706	21,892	22,131	22,265	22,520	22,890	23,146	23,395	23,525
12～17歳	12～17歳	21,924	21,376	20,852	20,852	20,949	21,202	21,258	21,556	21,839	21,945	22,273	22,488	22,680	22,928
児童人口計		62,898	62,417	61,965	62,496	63,287	63,994	64,474	65,134	65,734	66,179	66,713	67,244	67,731	68,154

【表7】



(2) 待機児童発生の要因と今後の傾向

【表 8】

(単位 : 人) 各年度 4 月 1 日現在

市町村		柏市	千葉市	船橋市	市川市	松戸市	流山市
待機児童数	H20	43	335	51	143	8	48
	H21	122	318	94	227	6	63
	H22	183	324	174	220	23	74
就学前児童数		21,316	51,347	33,525	26,166	24,824	8,895
施設数		34	105	61	57	47	17
定員		3,846	10,618	7,094	5,442	4,665	1,789
人口		398,741	957,688	603,506	475,576	484,600	162,361

※就学前児童数は平成 21 年 4 月 1 日現在 (ただし、松戸市は 3 月 31 日現在)

施設数・定員・人口は平成 22 年 4 月 1 日現在

柏市は近隣市と比較すると、待機児童数が多いという特徴があります。その主たる要因は次のとおりです。

①急激に成長した新興都市

宿場町、企業城下町として歴史の長い松戸市や我孫子市、野田市等の近隣市とは異なり、柏市は戦後高度成長期に急激に成長してきた都市です。

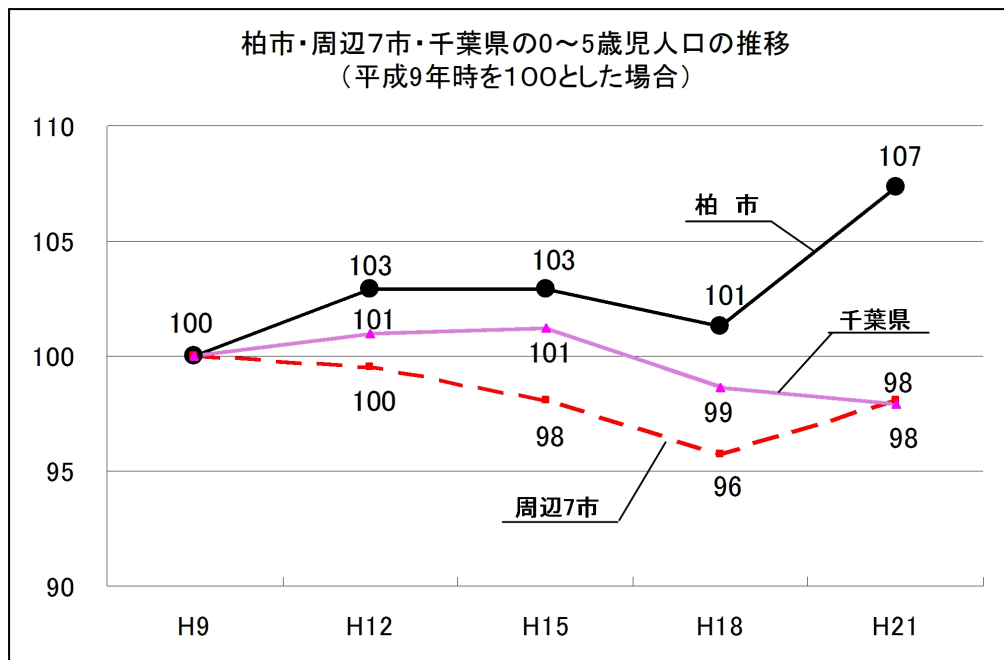
こうした時代背景の中、生活道路や上下水道、廃棄物処理施設や学校等の義務教育施設、住宅開発等、都市としての基礎的整備が市民生活上、近隣他市に比べ先行して求められてきたことから、保育サービスの提供についても、比較的最近になって急ピッチで進められてきた経緯があります。

②都市開発等による子育て世帯の転入増

「交通や買物等の生活利便性」や「水と緑の豊かな自然環境」等の都市資産により、柏市は魅力ある街として、子育て世帯から高く評価されています。しかし、つくばエクスプレスに代表される北部開発や柏駅前マンション開発、湖南地域開発等により、子育て世帯が急激に増加してきていることから、保育園整備をしのぐ状況にあります。

このため、まちづくりと連動した保育園整備や、地域との連携をより強化した子育て支援を、今後より進めていく必要があります。

【表 9】



周辺7市：松戸市・我孫子市・野田市・流山市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市の合計

今後の保育ニーズ量の推計については柏市次世代育成支援後期行動計画において整理されているとおり、当面は保育ニーズは拡大する傾向にあります。これと連動して待機児童数も増加しないよう、また、一方で将来において過剰投資ともならないよう、保育園に限定しない総合的な子育て支援・就労支援に、市民や地域、企業、そして行政がそれぞれの役割を果たしながら取り組んでいく必要があると考えます。

4 待機児童解消のために

(1) 保育園の新規整備，増築

待機児童の解消には，いくつかの方法があります。その一つとして，保育園の新設，増築等があげられます。

柏市の場合は，平均して一つの園を建設すると，定員が約120名であり，現在の待機児童が200名弱ということを考えると，数園建設すれば国定義における待機児童は解消することとなります。

しかしながら，認可外保育施設に入所している園児で，認可保育園に入所したいなどの理由を持つ潜在的保育需要の数は，この数倍はあり，当該需要を満たすには，更に多くの園が必要となってきます。

柏市としては，柏市次世代育成支援後期行動計画に則り，今後も保育園整備を進めていくこととしますが，併せて定員の弾力化や認可外保育施設の整備等によって，待機児童解消を図っていくこととします。

(2) 保育園定員の弾力化

法令が定める最低基準の範囲内において，保育園の定員枠を拡大することを「定員の弾力化」といいます。

全国の自治体で，このような施策を行っており，待機児童解消には有効ですが，一方，限られた空間内で長時間・長期間にわたってより多くの児童を保育することは，特に心身ともにまだ繊細な児童にとって，多大なストレスがかかる場合もあり，保育の質を悪化させてしまう危険性があります。

市では，児童の様子や現場保育士の受け入れ態勢等を慎重に見極めながら，順次定員を拡大していきます。

【表 10】

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0～5歳人口		20,235	20,135	20,482	20,840	21,316	21,863	21,446	21,631	21,714	21,550
認可保育園数		28カ所	29カ所	29カ所	32カ所	33カ所	34カ所	38カ所	39カ所	40カ所	41カ所
創設数		0カ所	1カ所	1カ所	0カ所	1カ所	1カ所	4カ所	1カ所	1カ所	1カ所
保育園定数		3,330	3,390	3,426	3,606	3,726	3,846	4,207	4,307	4,407	4,507
保育可能数(弾力化)		3,409	3,685	3,721	3,901	4,006	4,044	4,477	4,597	4,717	4,837
在籍数	A	3,053	3,172	3,313	3,492	3,641	3,785				
保留数	B	123	79	95	43	122	183	0	0	0	0
要保育児童数 (H23～見込)	(A+B)	3,176	3,251	3,408	3,535	3,763	3,968	4,112	4,380	4,631	4,830
0～5歳人口に対する要 保育児童数の割合		15.7%	16.1%	16.6%	17.0%	17.7%	18.1%	19.2%	20.3%	21.3%	22.4%

(3) 駅前認証施設・保育ルーム事業

保育園待機児童解消の一環として、認可外施設に対し市独自の基準を定め次のとおり支援を行います。

① 駅前認証保育施設事業

柏市内の鉄道の駅改札口から半径300m以内の認可外施設のうち、市の基準を満たした施設を認証し、運営費等の一部を支援します。また、保育料の上限をもうけ、保護者の経済的負担の軽減につなげます。

② 認定保育ルーム事業

市の基準を満たした施設に対し補助を行うとともに、乳幼児の保育を委託している保護者に対し、経済的負担の軽減を目的に扶助費を支給します。

(4) 幼稚園との連携

保育園待機児童の解消と、幼稚園を利用する保護者のニーズに対応するため、私立幼稚園が教育時間以外に園児を預かる、預かり保育事業の支援を行います。

5 多様な保育サービスの拡充

柏市では、待機児童解消にとどまらず、他の保育サービスの充実も目指しています。その一例が以下のとおりです。

(1) 延長保育

本市では、多様な就業形態等に対応するため、平成22年4月現在で、私立4園で2時間、それ以外の公私立保育園で1時間の延長保育を実施しています。

今後、新設保育園につきましては、2時間の延長保育実施を目指し整備を進めていきます。

(2) 一時保育

一時保育事業は、保護者の就労形態の多様化、保護者の傷病等による緊急時の保育及び保護者の私的な理由に対応するため、児童に対して一時的な保育を実施することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

事業の種類は下記のとおり3種類あります。

① 非定型的保育サービス事業

保護者の労働、職業訓練等により、平均週3日かつ保育の実施期間に準じて1年を限度とし、継続的に家庭保育が困難となる児童に対して保育を実施すること。

② 緊急保育サービス事業

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない理由により、家庭保育が困難となる児童に対して保育を実施すること。)

③ 私的保育サービス事業

保護者のリフレッシュ等の私的な理由により保育を必要とする児童に対して保育を実施すること

(3) 産休明け保育

産休明け保育は、平成22年4月現在、公立保育園17園、私立保育園10園で実施されています。

今後、新設保育園や既設の保育園においても、産休明け保

育の整備を進めていきます。

(4) 発達支援保育

本市では公立、民間全園で発達支援保育を行っており、統合保育の観点から一人ひとりの子どもの特性を理解し、その子に合った保育が出来るよう配慮しているところです。

当該施策については、今後も、保護者、他機関との連携を図り、保育の充実を図っていきます。

(5) 病後児保育

児童の病気が回復期にある場合で、保護者の勤務の都合等により家庭における保育や集団保育が困難な状況にあるときに、病後児専用の保育園において、一時的な保育支援をしています。

この制度は、平成18年度から開始されており、今後も市内において、利用しやすい形態や、施設整備等を含め、有効な保育支援となるようにしていきます。

(6) 休日保育

日曜日、休日における保護者の就業等による保育需要に対し、現在は、私立保育園2園で実施していますが、今後も休日保育の充実に努めていきます。

(7) 子育て支援

本市では、子育て支援センターを公立3ヶ所（うち事業委託1ヶ所）、民間7ヶ所で実施しております。

子育て中の親子を対象に、ふれあい遊び・出前保育・育児講座・子育て相談・子育て情報の提供等を行なっています。

また、公立保育園23園において、地域の子育て支援の場として、園庭開放・育児講座・育児相談を実施しております。今後も、子育て支援の充実に取り組んでいきます。

【表 11】

事業名（重点取り組み）	平成21年度 （前期計画最終年度）		平成26年度目標	
	前期目標	実績（見込み）	数値目標等	備考
駅前認証保育施設事業	－	4か所	6か所	市内各駅周辺に1か所を目指す
一時保育事業	10か所	12か所	21か所	毎年1園程度設置
乳幼児健康支援一時預かり（病児・病後児保育）	1か所	1か所	2か所	
休日保育事業	6か所	2か所	4か所	
地域子育て支援センター事業	7か所	9か所	18か所	

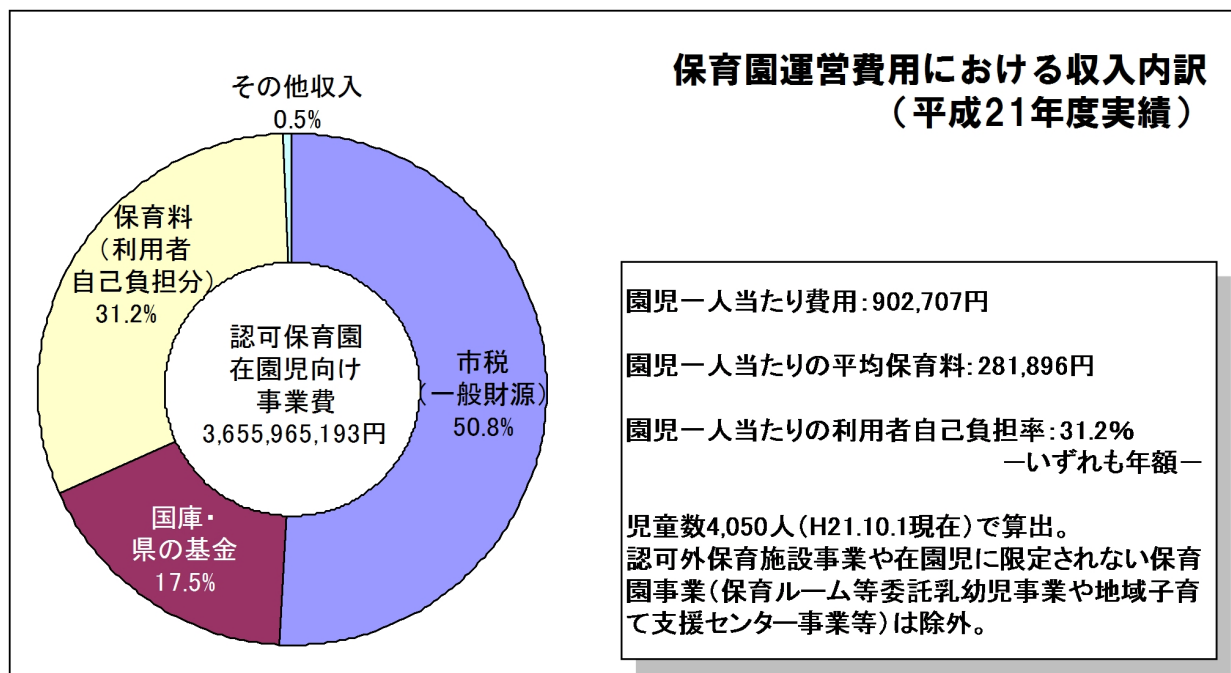
6 市の保育料の考え方

保育園は生後間もない子どもを含め、身体的にも精神的にも繊細な乳幼児を長時間にわたって預かる施設であるため、運営には多額の費用がかかります。

その費用の一部は、利用者の家計状況（所得税や市民税の額）に応じて、保育料を徴収することに応じて賄われていますが、それでも運営費用の多くの部分は税負担となっています。

認可保育園と、認可外保育施設等、他の保育施設に通っている世帯や在宅子育て世帯との間で、子育てに係る負担の格差と不公平感が生じることのないよう、サービスに見合った受益者負担の観点から、適切な見直しを今後も行っていまいります。

【表 12】



7 「保育に欠ける要件」の徹底

保育園の利用者は、「昼間に居宅外で労働することを常態としているなど、家庭の事情で日中、育児をする事ができない状況の方」に限定されております。

そのため、在園条件（保育に欠ける要件）を満たしているか、確認が必要な状態の利用者に対しては毎月1回以上の調査にて状況確認を行い、また、園においても随時声かけを行ないながら、今後の利用に関する相談を実施しているところです。

しかしながら、利用者の中にはごく稀に、「保育に欠ける要件」を満たしていない事案も残念ながら見受けられます。

こうしたケースについては、事実が確認され次第、当該者から事情を聞き、保育に欠けていない場合は、退園措置などを行っており、今後も厳しい態度で臨んでいきます。

8 保育施設の指導監査

市内の認可保育園・認可外保育施設を対象に、毎年、安全管理・事故防止等について、適正な運営がなされているか指導監査を実施しています。

指導監査で優良な施設については、HP等で公開をしていく予定です。

9 計画の推進について

本計画の実現を目指し、所管部署の体制を充実、強化するとともに、関係部門と連携して、総合的な取組みを進めていきます。

【追加（平成26年●月）】

10 保育緊急確保事業の実施

柏市では、平成27年度の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、平成26年度に新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や地域子ども・子育て支援事業等について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第10条（平成26年4月1日施行）及び「子ども・子育て支援法附則第10条に基づく保育緊急確保事業の実施について（通知）（平成26年4月1日付け府政共生第271号，26文科初第29号，雇児発0401第6号）」に基づき、以下の事業を実施します。

I. 待機児童解消加速化プラン関係事業

（1）小規模保育運営支援事業

利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設について、新制度の施行を待たずに運営費の補助を行うことで都市部等において増加する3歳未満児を中心とした保育需要に対応するとともに、地域の実情に応じた多様な保育を提供します。

小規模保育運営支援事業(B型)

	平成26年度
定員，利用児童数	95人
施設数	5施設

（2）幼稚園における長時間預かり保育支援事業

幼稚園で教育時間外の早朝や夕方、また夏休み等の長期休業中に園児を預かる「預かり保育事業」に対して支援を行っていますが、預かり保育の時間の延長や日数の増加を目指し、幼稚

園に対する支援を拡充していきます。

	平成 26 年度
幼稚園預かり保育 受入人数	160 人
幼稚園預かり保育 幼稚園数	8 か所

(3) 認定こども園事業

	平成 26 年度
認定こども園施設数	4 施設※

※平成 26 年 11 月開園予定 1 園含む

(4) 認可化移行総合支援事業

認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準の満たす見込のある認可外保育施設に関し、補助要件を満たした認可外保育施設に対して運営費を補助します。また、個々の施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直しを実施します。

■ 認可化移行総合支援事業(運営費 A 型)

	平成 26 年度
駅前認証保育施設	3 施設

■ 認可化移行総合支援事業(助言指導費, 調査費)

	平成 26 年度
認定保育ルーム	5 施設

(5) 利用者支援事業

柏市内の保育施設の空き情報，各種保育サービスの利用方法など，保育に関する相談を行う職員を設置し，専用窓口「保育アシストデスク」と，専用電話「保育アシストコール」を設置しています。保育施設の空き情報のみならず，認可保育園に限らず認可外の保育施設，こども園や幼稚園に関する情報など市内の子育て支援に関する内容の周知を拡充します。

利用者支援事業(特定型)

	平成 26 年度
柏市アシストデスク・アシストコール	1 か所

(6) 保育士等処遇改善臨時特例事業

保育士の負担軽減を図り，保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することを目的として，保育士の処遇改善を図ります。

	平成 26 年度
実施施設数	26 施設

Ⅱ．その他事業

（１）地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て支援拠点において、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施します。今後は、拠点同士の連携の強化を図ることで、より質の高い子育て支援を行います。

■ 地域子育て支援拠点事業（一般型）

	平成 26 年度
実施施設数	22 施設

（２）一時預かり事業

保護者の就労形態の多様化、保護者の傷病等による緊急時の保育及び保護者の私的な理由に対応するため、児童に対して一時的な保育を実施します。

受入枠を増やすなど、より使いやすくすることにより、保護者が一時保育事業をサポートとして自宅で育児を選択することで、間接的に待機児童の削減につながることが期待できます。

■ 一時預かり事業（一般型）

	平成 26 年度
実施施設数	23 施設

（３）ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、早朝・夜間等の緊急時の預かり等を行います。

■ ファミリー・サポート・センターの概要

アドバイザー の人数	支部数	会員数			
		提供会員	依頼会員	両方会員	計
4 人	0 か所	214 人	924 人	48 人	1,186 人

■ ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援

援助を行いたい会員 を優先して調整	早朝，夜間，宿泊， 休日の受入れなどに 柔軟に対応	ひとり親家庭等の 受入れに対する援助を 行いたい会員への助成
	○	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより，子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか，養育についての相談に応じ，助言その他の援助を行います。

■ 実施内容

ケース対応会議	○
養育支援訪問事業のうち，育児・家事援助と専門的相談支援をいずれも実施している。	○

■ 乳児のいる全ての家庭を訪問するための実施計画

家庭訪問対象全家庭数	3,550 件
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数（予定）	2,445 件

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うこと

が特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

育児・家事援助	100 件
専門的相談支援	200 件
分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	0 件

（６）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図ります。

調整機関職員の専門性強化		
	児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）を受講（配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合）	
	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修を受講（配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合）	1 人
地域ネットワーク構成員の連携強化の実施		
地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組の実施		○
地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組の実施		
地域住民への周知を図る取組の実施		

（７）子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びそ

の家庭の福祉の向上を図ります。

■ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

実施 施設 名	施設 種別	利用予定児童数					
		2歳未満児， 慢性疾患児		2歳以上児		緊急一時保護の 母親	
		実人員	年間延 べ日数	実人員	年間延 べ日数	実人員	年間延 べ日数
社 会 福 祉 法 人 晴 香 晴 香 園	児 童 養 護 施 設	10	50	30	180	0	0

■ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

実 施 施 設 名	施 設 種 別	夜 間 養 護 事 業				休 日 預 かり 事 業		児 童 の 送 迎 の 実 施
		基 本 分		宿 泊 分				
		実 人 員	年 間 延 べ 日 数	実 人 員	年 間 延 べ 日 数	実 人 員	年 間 延 べ 日 数	
社 会 福 祉 法 人 晴 香 晴 香 園	児 童 養 護 施 設	10	80	0	0	10	55	無

別紙資料 保育計画追加に係る関係法令

子ども・子育て支援法 附則

(保育の需要の増大等への対応)

第十条 旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村(以下この条において「特定市町村」という。)は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業であって内閣府令で定めるもの(以下この条において「保育緊急確保事業」という。)のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従って当該保育緊急確保事業を行うものとする。

2 特定市町村以外の市町村(以下この条において「事業実施市町村」という。)は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができる。

5 国及び都道府県は、特定市町村又は事業実施市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。